

件名：農林水産本省自動車運行管理業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

# 農林水産本省自動車運行管理業務仕様書

## 1 目的

農林水産本省において、官用自動車の円滑な運行を維持するために、自動車運行管理業務を行うものである。

## 2 請負期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

## 3 運行管理業務日

運行管理業務を行う日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日とする。

ただし、行政機関の休日であっても農林水産省大臣官房経理課用度班担当職員（以下「担当職員」という）からの要請がある場合は、運行管理を行うこととする。

## 4 運行管理時間

### (ア) 基本運行管理時間

平日9時00分から18時00分までとする。

なお、基本運行管理時間には、休憩時間として60分を含むものとする。

### (イ) 時間外運行管理時間

上記の基本運行管理時間以外(休日を含む)を、時間外運行管理時間とする。

農林水産省は、請負者に時間外運行管理業務をさせる場合には、以下の5の(イ)で定める者と事前に協議の上で行うことができるものとする。

### (ウ) 時間外運行管理業務の料金は、月末に担当職員の確認を受けた時間外運行管理時間に別途定める時間外運行管理業務料金単価表の単価を乗じて得た金額をもって請求書を作成し、翌月請求するものとする。

なお、月単位の時間外運行管理業務時間に1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満の場合は切り捨て、時間外運行管理業務料金単価を基準として算出すること。

## 5 人員配備等

### (ア) 請負者は、別に定める管理車両4台を同時に運行するために必要な運行管理者を配備し、業務を遂行するものとする。

### (イ) 請負者は、配備した運行管理者の中から運行管理者への指示をつかさどる運行管理責任者を定めなければならない。なお、運行管理責任者自身が指示できない場合として、副運行管理責任者を置きその業務を代行させることができるものとする。

### (ウ) 請負者は、運行管理責任者、副運行管理責任者及び運行管理者(以下「運行管理者等」という。)を定めたときは、業務開始前に氏名、経歴その他必要な事項を書面をもって担当職員に通知するものとする。また、運行管理者等を変更する場合の取り扱いについても、これに準ずるものとする。

## 6 運行管理者の基本要件

請負者は、以下の条件を満たす専任の運行管理者等を常時配備するものとする

- ・年齢は65歳未満であること。
- ・業務運転手としての運転歴が1年以上あること。
- ・健康状態に問題のないこと。
- ・入札公告日から遡って3年以内に交通違反歴がないこと。

## 7 業務の内容

- (ア) 管理車両の運行管理に関する事項
- (イ) 管理車両の運転
- (ウ) 自動車損害賠償責任保険請求の事務手続の代行
- (エ) 事故処理に関する全般
- (オ) 自動車保険（任意保険等）に関する全般
- (カ) 管理車両の管理、日常点検整備及び清掃に関する事項
- (キ) 燃料の給油（当省の指定する給油所）
- (ク) 運転日報の記載

## 8 管理車両

管理車両は以下のとおりとし、その保管場所は担当職員の定めるところによる。

また、運行管理者等は、管理車両を善良な管理者の注意をもって管理するとともに本業務以外の目的に使用してはならない。

### (ア) 管理車両

- (1) 車種及び年式 トヨタプリウス（平成17年式）
- (2) 総排気量 1,490cc
- (3) 車両登録番号 品川301た9648
- (4) 型式 DAA-NHW20

### (イ) 管理車両

- (1) 車種及び年式 トヨタクラウン（平成16年式）
- (2) 総排気量 1,980cc
- (3) 車両登録番号 品川501さ415
- (4) 型式 CAA-GBS12

### (ウ) 管理車両

- (1) 車種及び年式 トヨタプリウス（平成17年式）
- (2) 総排気量 1,490cc
- (3) 車両登録番号 品川301た9647
- (4) 型式 DAA-NHW20

### (エ) 管理車両

- (1) 車種及び年式 トヨタプリウス（平成17年式）
- (2) 総排気量 1,490cc
- (3) 車両登録番号 品川301ち135
- (4) 型式 DAA-NHW20

なお、契約期間中に管理車両の交換を行う場合があるものとする。

## 9 任意保険

請負者は、管理車両（全4台：上記8の（ア）～（エ））に対し、次により任意保険契約締結すること。

- （ア）車 両 時 価
- （イ）対 人 無 制 限
- （ウ）対 物 無 制 限
- （エ）搭 乗 者 1 千 万 円 以 上

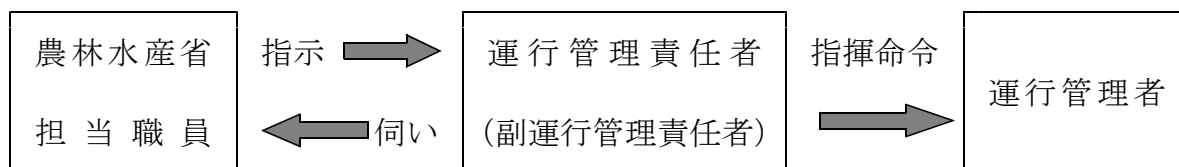
なお、年度途中において、管理車両の変更がある場合は任意保険の契約変更を行うものとする。

## 10 運行管理者等の連絡体制の構築

（ア）運行管理責任者（副運行管理責任者を含む。）は、本業務履行の責任者であり、担当職員からの運行の指示を受け、運行管理者に指示する任務に当たるほか、運行管理者に対する日常の指揮命令を行うこと。

（イ）請負者は、業務の円滑な遂行のために、本業務開始までに担当職員と運行管理責任者（副運行管理責任者を含む。）との間に連絡体制を構築するとともに、担当職員から運行計画等の変更指示に対応できるよう、運行管理者等との間で連絡体制（携帯電話、メール等）を構築すること。

（運行管理業務に関する指示）



## 11 秘密の保持

請負者及び運行管理者等は、業務上知り得た情報について、いかなる場合にもこれを第三者に漏らしてはならない。

## 12 業務の報告

運行管理者は、毎日の運行管理状況について運転日報（別紙）を作成し、運行管理責任者に提出するものとする。運行管理責任者は、翌朝（行政機関の休日に当たる場合はその翌朝）、運転日報を確認したうえで、速やかに農林水産省大臣官房経理課用度班第1車庫長に提出するものとする。

## 13 その他

（ア）請負者は、業務を遂行する上で必要な一切の手続を請負者の負担で行うこと。

（イ）請負者及び運行管理者等が本業務を実施するために必要な居室・電気・ガス・上下水道及び日常点検整備用具等の使用については、無償とする。

（ウ）その他、本業務仕様書に記載されていない事項又は疑義を生じた場合は、担当

職員と協議の上、これを定めるものとする。